

第四十二回港湾環境整備負担金部会

令和五年二月一日（水）

於 新宿住友ビル

四十七階スカイルーム（六・七・八）

- 一 開 会
- 二 部会長の選任
- 三 諮問事項の審議
 - ・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）
- 四 閉 会

出席者

——— 学 識 経 験 者 ——

(公社) 日本港湾協会 理事長 大 脇 崇

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押 田 佳 子 (欠席)

——— 港 湾 ・ 海 上 公 園 関 係 者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴 岡 純 一

東京倉庫協会会長 山 崎 元 裕 (欠席)

(一社) 日本船主協会常務理事・企画部長 宇 佐 美 和 里

東京港湾労働組合連合会 執行委員長 山 田 敏 也

——— 関 係 行 政 機 関 の 職 員 ——

関東地方整備局長 廣 瀬 昌 由 (代理)

関東運輸局長 新 田 慎 二 (代理)

東京海上保安部長 高 橋 亮 司 (代理)

——— 東 京 都 職 員 ——

港湾経営部長 野 平 雄 一 郎

監理担当課長 石 川 大 輔

企画担当課長 浅 田 雄 也

開 会 （午後二時三十一分）

○浅田企画担当課長 お待たせいたしました。皆様がおそろいになりましたので、ただいまから第四十二回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、港湾審議会に引き続きとなり、お疲れのところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は、私、東京都港湾局の総務部企画担当課長の浅田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、最初に、定足数について御報告申し上げます。

本日は、先ほど港湾審議会で指名された九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして、七名の委員が出席をされております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、御承知おき願います。

続きまして、部会の進行に関する御案内及び配付資料の確認をさせていただきます。

御発言の際には挙手をお願いいたします。職員が委員の席にマイクを持参いたします。

机上には、会議次第、港湾環境整備負担金部会委員名簿、座席表がございます。それから、諮問書の写しでございます。

また、資料一としまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二は、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三は、「東京港港湾区域・臨港地区図(負担区域)」でございます。

資料四は、「負担割合一覧表」でございます。

資料五は、「今後の手続について」でございます。

もし何か不足等ございましたら、事務局までお声がけいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、部会委員の紹介をさせていただきます。大変僭越ではございますが、私のほうからお名前を御紹介させていただきます。御着席のまま結構でございます。

公益社団法人日本港湾協会理事長の大脇委員でございます。

○大脇委員 よろしくお願ひします。

○浅田企画担当課長 次に、日本大学理工学部ま

ちづくり工学科准教授の押田委員でございますが、本日は所用により欠席の連絡をいただいております。

次に、一般社団法人東京港運協会会長の鶴岡委員でございます。

○鶴岡委員 鶴岡です。よろしくお願ひします。

○浅田企画担当課長 次に、東京倉庫協会会長の山崎委員でございますが、本日は所用により欠席の連絡をいただいております。

次に、一般社団法人日本船主協会常務理事・企画部長の宇佐美委員でございます。

○宇佐美委員 よろしくお願ひします。

○浅田企画担当課長 次に、東京港湾労働組合連合会執行委員長の山田委員でございます。

○山田委員 山田です。よろしくお願ひします。

○浅田企画担当課長 次に、関東地方整備局長の廣瀬委員でございますが、本日は石橋副局長が代理出席されております。

○廣瀬委員代理（石橋） よろしくお願ひいたします。

○浅田企画担当課長 次に、関東運輸局長の新田委員でございますが、本日は交通政策部の藤田次長が代理出席されております。

○新田委員代理（藤田） よろしくお願ひいたします。

○浅田企画担当課長 次に、東京海上保安部長の

高橋委員でございますが、本日は中橋次長が代理出席されております。

○高橋委員代理（中橋） よろしくお願いいたします。

○浅田企画担当課長 以上で、本部会委員の御紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

港湾経営部長の野平でございます。

○野平港湾経営部長 野平でございます。よろしく申し上げます。

○浅田企画担当課長 監理担当課長の石川でございます。

○石川監理担当課長 石川でございます。よろしく申し上げます。

○浅田企画担当課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

部 会 長 の 選 任

○浅田企画担当課長 続きまして、会議次第の部会長選任に移らせていただきます。

本日は、先ほどの東京都港湾審議会での部会委員指名後、最初の負担金部会でございます。

本部会の部会長は、東京都港湾審議会条例第八

条の第三項によりまして、部会委員の皆様は互選により選任していただくことになっております。

それでは、部会長の選任につきまして、どうか御推薦の御発言をお願いいたします。

○宇佐美委員 よろしいでしょうか。

○浅田企画担当課長 宇佐美委員、よろしくお願ひいたします。

○宇佐美委員 宇佐美でございます。

部会長の選任につきまして、御提案申し上げます。御苦勞をおかけしますが、港湾行政に長期にわたり携われ、豊富な経験と高い見識をお持ちの大脇委員に部会長に御就任いただきませう、御推薦いたします。部会委員の皆様は御賛成をいただければ幸いです。

以上です。

○浅田企画担当課長 ありがとうございます。

ただいま宇佐美委員から御提案がございましたが、皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅田企画担当課長 ありがとうございます。

異議なしとのことでございますので、大脇委員に港湾環境整備負担金部会の部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、以降を大脇部会長に進行をお任せしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○大脇部会長 改めまして、大脇でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま皆様の御推薦をいただきまして、負担金部会の部会長を務めさせていただきましたと思います。皆様におかれましては、何とぞ御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○大脇部会長 それでは、早速でございますが、議事を進めさせていただきたいと思っております。諮問事項の審議に入らせていただきます。

既に都知事より、港湾審議会に対して、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について諮問をいただいております。お手元には、この諮問書の写しを配付させていただいております。

まずは、この諮問事項につきまして、説明を受けたいと思っております。事務局から御説明、お願いいたします。

○野平港湾経営部長 改めまして、港湾経営部長の野平でございます。私のほうから説明をさせていただきますと思います。

まず、資料一を御覧いただきたいと存じます。諮問事項、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について、これより御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。別紙と書かれておりまして、表題が負担金対象工事の指定について（案）と記載されている資料でございます。こちらの資料は、知事が港湾環境整備負担金に係る負担対象工事を指定する際に必要な事項を工事の種類ごとに整理した表でございます。本日は、表中の各工事を今年度の負担金徴収に係る負担対象工事とすることについて御審議いただきたく存じます。

資料二を御覧ください。港湾環境整備負担金制度の概要について御説明をさせていただきます。

まず、制度の趣旨ですが、この制度は昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度で、臨港地区または港湾区域内において、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様方に対し、港湾管理者が行う港湾環境の整備または保全のための工事費用の一部につきまして、御負担をいただくものでございます。東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度より御負担をいただいているところでござ

ございます。

次に、負担対象事業者でございますが、臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等のことを指しますが、その敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様方が対象となります。

次に、負担対象工事でございますが、港湾環境整備施設、具体的には緑地のことを指しておりますが、その建設・改良工事、緑地の維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

次に、負担金の計算方法でございます。負担金の算出方法につきましては、東京都港湾環境整備負担金条例第四条に規定しております。具体的には、資料の記載のとおり、工事に要した費用に工事の種類や公園の種類に応じて定めた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。

負担区域及び負担割合の詳細につきましては、それぞれ資料三及び資料四で御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料三を御覧ください。負担区域となります東京都の港湾区域及び臨港地区について御説明をさせていただきます。

図の右下に凡例を示させていただいておりますが、黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。こちらの港湾区域内で実施した水面清掃が水域に係る負担金の対象工事となります。また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。こちらの臨港地区内の青色で表示しております一から九までの九つの公園が陸域に係る負担金の対象工事を実施する公園でございます。各工事の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、資料四を御覧ください。工事ごとの負担割合について御説明をさせていただきます。負担割合につきましては、表に記載のとおり、工事を実施する公園の機能、港湾労働者などの利用状況と実施する工事の種類に応じ対象となる工事を種別化し、他港の状況等を勘案して負担率を設定しております。

なお、晴海ふ頭公園につきましては、令和三年度中は休園となっておりますので、今年度の負担金の対象からは除外しております。また、昨年度まで負担金対象公園であったフェリーふ頭公園につきましては、令和三年四月一日付で廃園となっております。今年度より負担金の対象ではなくなりました。

恐れ入りますが、資料二にお戻りいただきました

いと思います。令和四年度負担金（案）について御説明させていただきます。

資料一でお示しした対象工事を先ほど御説明いたしました計算方法で算出いたしますと、総額は三千五百二十八万余円となります。前年度の負担金四千四百六万余円に対し、八百七十八万余円の減となっております。負担対象事業者数は七十五社で、前年度と変更ございません。一社当たりの平均額ですが、四十七万円となっております。前年度と比べまして十一・七万円の減となっております。

下段の表は工事の種類ごとの負担金の額をお示ししたものでございますが、詳細につきましては次ページ以降で御説明をさせていただきます。

それでは、資料二の二ページを御覧ください。まず、緑地の建設・改良工事の概要について御説明いたします。負担金対象の工事は、城南島海浜公園整備工事ほか二件で、これらの設計工事に要した費用は合計で四千八百三十一万余円、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額は二百七十八万余円となっております。

各工事の詳細は次ページ以降で説明をさせていただきます。

三ページを御覧ください。城南島海浜公園は、海上公園防災整備計画に基づき、瓦礫置場として指定されております。令和三年度は公園内を円滑に緊急車両が通行可能となるよう、園路の改修設計及び測量を行いました。

四ページを御覧ください。芝浦南ふ頭公園では、老朽化した園路舗装及び第一航路を臨む展望ベンチの改修設計及び工事を実施いたしました。

五ページを御覧ください。品川北ふ頭公園では、老朽化したトイレの改修を行い、洋式トイレ及びバリアフリートイレを設置いたしました。

続きまして、六ページを御覧いただきたいと思えます。緑地の維持工事の概要について御説明いたします。令和三年度におきましては、城南島海浜公園ほか七公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象公園ごとの工事に要した費用は合計で一億七百万余円、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額は一千七百三十一万余円となっております。

七ページには、維持工事の実施状況の写真を掲載しております。

続きまして、八ページを御覧ください。水面

清掃工事の概要について御説明いたします。令和三年度におきましては、東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用が二億三千七十二万余円、負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額は一千五百七十七万余円となっております。なお、水面清掃作業の実施状況ですが、令和三年度は一千六百六十二立方メートルのごみを回収しております。

以上が、令和四年度の港湾環境整備負担金の概要となります。

こちらの内容について、所定の様式に落としものが、冒頭で御説明をいたしました資料一の別紙ということになります。

最後に、資料五を御覧いただきたいと思います。今後の手続について御説明をいたします。

本日の部会で原案をお認めいただきましたらば、今月中に負担対象工事の指定について、資料一別紙に記載の内容により告示を行った上で、納付書を事業者の皆様方に送付し、三月末までに負担金を納付していただくスケジュール感で進めさせていただきます。また、大脇部会長から次回の第百回東京都港湾審議会において、本日の審議結果を御報告していただくこととしたいと思います。

諮問事項に関する説明は以上でございます。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○大脇部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から諮問事項について説明をいただきましたが、部会委員の皆様から御意見や御質問などございましたら、御発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、御発言もないようですので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案どおりとする旨、決議いたしましたと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大脇部会長 異議なしとのことでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

部会長の私から答申書を野平港湾経営部長にお渡しいたしますが、準備の都合により、しばらくお待ちください。

それでは、答申書をお渡しします。

本日、諮問のありました負担対象工事の指定につきましては、原案を適当と認める。

令和五年二月一日。

東京都港湾審議会会長、内藤忠顕。

(答申書手交)

○大脇部会長 それでは、以上をもちまして、諮

問事項の審議を終わりたいと存じます。委員の皆様におかれましては、円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。

本日の審議経過及び審議結果ですが、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づき、次回の港湾審議会におきまして、私から御報告をさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、野平港湾経営部長から御挨拶がございますので、よろしく願いいたします。

○野平港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会に御出席をいただき、御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいま諮問案につきまして、原案を適当とするとの答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々の御理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全にお一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございます。

閉会（午後二時五十一分）

——了——